

令和7年度山形県移住世帯向け食の支援事業実施要綱

(目的)

第1条 県外から県内の市町村に移住した世帯に対して、予算の範囲内で本県の米、味噌及び醤油の支給（以下「食の支援」という。）を行い山形暮らしの魅力を発信することにより、県内への移住を推進する。

(支給内容)

第2条 食の支援の支給内容は次のとおりとし、分割又は一括で支給するものとする。

品目	種類	数量
米	「つや姫」	二人以上の世帯：60キログラム 単身世帯：40キログラム
味噌及び醤油	県内の製造所で製造された味噌	二人以上の世帯：3キログラム 単身世帯：2キログラム
	県内の製造所で製造された醤油	二人以上の世帯：3リットル 単身世帯：2リットル

(支給対象者)

第3条 食の支援の対象は、次の各号の全てを満たす世帯（以下「支給対象世帯」という。）とする。

- 令和7年1月1日から令和7年12月31日までの間に、県外から県内の市町村に転入（転勤、出向、派遣又は進学に伴うものを除く。）し、定住の意思をもって、生活の本拠を当該市町村の区域に移していること。なお、転入日については、住民票に記載される年月日をもって判断するものとする。
- 転入日の前日までに、「やまがた暮らし移住希望登録」に登録していること。
- 転入後に、「移住完了アンケート」に回答していること。
- 世帯員を含め、次のいずれにも該当しないこと。
 - 暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）であるもの
 - 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等を利用しているもの
 - 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているもの
 - その他暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有するもの

(支給の申請)

第4条 第2条の規定による支給を受けようとする者は、令和8年1月30日までに、令和7年度山形県移住世帯向け食の支援事業支給申請書（様式第1号）及び次の各号に掲げる添付書類を知事に提出する方法によりしなければならない。

- 住民票謄本の写し又は戸籍の附票謄本の写し

(2) その他知事が必要と認める書類

- 2 支給の申請は、前項の方法のほか、県が提供する電子申請サービス「やまがた e 申請」を使用して支給申請書情報を入力し、第 1 項各号の書類をスキャナーで読み取る、又はスマートフォンで撮影する等して電子ファイル化したものを添付して送信する方法によりすることができる。
- 3 前 2 項の申請手続きを行うことができる者は、支給対象世帯の世帯員（成人未満の者を除く。）とする。

(支給決定の通知)

第 5 条 知事は、前条の規定による申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、適正と認めるときは、支給の決定又は不支給の決定を行い、当該申請者に通知するものとする。

(支給)

第 6 条 知事は、前条の規定による支給の決定を行った場合は、遅滞なく支給を行うものとする。

(支給決定の取消)

第 7 条 知事は、支給決定を受けた者が次の各号に該当するときは、支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請、報告又は不正の行為により、支給の決定を受けたとき。
- (2) その他知事が不相当と認めたとき。

(支給経費相当額の納付)

第 8 条 知事は、支給決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に米、味噌及び醤油が支給されているときは、期限を定めて、当該支給に要した経費に相当する金額の納付を命ずることができる。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。